

No.	章		意見の概要	意見への対応
1	全体		全体をとおして、西暦のみの表記ではダメなのか。	県の規程に沿って、和暦・西暦の併記としたい。
2			このプランでは西暦表記に統一すべき。	県の規程に沿って、和暦・西暦の併記としたい。
3			和暦に通じている方も多いのではないかと。国によっては西暦以外の暦を主に使用する国もある。併記があった方がいいのではないかと。	県の規程に沿って、和暦・西暦の併記としたい。
4			プランを多言語化し、外国人にもわかりやすい形で広報していただきたい。	プラン策定後に概要版を多言語化し、周知する。
5			「外国人材の活躍」という視点をもっと大きく打ち出し、「滋賀県外国人材活躍・多文化共生推進プラン」として、プラン全体を再構築する。 (参考) 「富山県外国人材活躍・多文化共生推進プラン」(令和元年9月策定)	「外国人材の活躍」については、行動目標3として独立の柱を設定し、プランに組み込む。
6			3 多様性を生かして活躍できる環境整備 ↓ 3 外国人材の活躍支援 ※労働と教育の行動目標を分ける。	行動目標3と行動目標4に分ける。
7			外国人住民や留学生、企業等を対象にアンケート調査を実施したり、タウンミーティングを開催するなどして、当事者である外国人を含む幅広い民意(ニーズ)を把握したうえで、プランを改定してはどうか。	県政モニターアンケート、未来を語るワーキングを開催。市内視察等によるヒアリング。
8			数値目標等は設定するのか。	成果指標を設定
9			今回、指標は設定するのか。	成果指標を設定
10	第1章	プラン改定にあたって	なし	
11	第2章	外国人人口の状況等	外国人人口等と人口を強調するのではなく、多文化共生の現況としてはどうか。	「多文化共生の現況」とし、概要版には、外国人労働者や日本語指導を必要とする外国人児童生徒等の状況を追加。
12			外国人労働者の状況を把握する上で、重要かつ基礎的なデータであるため、以下のデータを追加する。 ・県内13大学に在籍する外国人留学生数 ・3ヶ月毎に出入国在留管理庁が公表される「特定技能外国人人数」における県内在留人数 ・県内に所在する監視団体(技能実習制度)や登録支援機関(特定技能)の状況	原案本文に、「県内技能実習制度監視団体数」、「県内登録支援機関支援実施事務所数」、「県内大学における外国人留学生数」のデータを追加
13	第3章	多文化共生の推進に関する基本的な考え方	滋賀県がめざす多文化共生社会の姿について、「ダイバーシティ」「ユニバーサルデザイン」というカタカナ言葉は一般の方には分かりにくいのではないかと。	「ダイバーシティ」→「多様性を生かして」に修正 「ユニバーサルデザイン」→「すべての人が利用可能なユニバーサルデザイン」に修正
14			滋賀県がめざす多文化共生社会の姿(4)「市民活動団体と協働した地域づくり・・・」市民活動団体に限定してよいのか。	「多様な主体と協働した・・・」に修正
15			滋賀県がめざすべき多文化共生社会の姿について、(4)「市民活動団体と協働したまちづくりが進んでいます。」の説明として、「NPOなどの市民活動団体」とあるが、NPOと市民活動の整理がつかないのではないかと。NPOは非営利のものは全て入る。	原案本文の説明について、「県民、地縁組織、NPO、企業、大学、行政など多様な主体と協働・・・」に修正

No.	章	意見の概要	意見への対応
16		基本目標について、「地域を支える人として対等」という点について、地域住民として対等な関係、もしくは、地域の担い手としてなど、ただそこに住んでいるというだけで対等な関係であるということの方がよいのではないか。	滋賀県がめざす多文化共生社会の姿(1)「地域社会の担い手として対等な関係のもと…」に修正
17		基本目標について、「地域を支える人として対等」という点について、地域で支えられている人はどうなるのか。	滋賀県がめざす多文化共生社会の姿(1)「地域社会の担い手として対等な関係…」に修正
18		基本目標について、「対等」という言葉を使うのなら、住民投票権はどうするのか、決め事には参加してもらうのか、県としての姿勢を意識した上で使うべき。	「対等な関係」については、現時点で県の権限のみでは越えられない課題があることから、基本目標ではなく、滋賀県がめざす多文化共生社会の姿に盛り込む。
19		基本目標について、「対等な関係」と言葉で言うのは簡単だが、権利義務の関係等々の議論を惹起する、大変大きな重要な問題であると思うので、丁寧な議論が必要。	「対等な関係」については、現時点で県の権限のみでは越えられない課題があることから、基本目標ではなく、滋賀県がめざす多文化共生社会の姿に盛り込む。
20		「対等な関係」というのは本当に難しい。現実に権利義務の関係、言葉の関係、そして、外国人であるがゆえに当然耐え忍ばなければいけない分野があるのが現時点の状況。近未来、こういうことを当然標ぼうできる時期が来ると思うが、現時点での状況を直視した場合、理論だけ先行させるのはいかがなものかと思う。	「対等な関係」については、現時点で県の権限のみでは越えられない課題があることから、基本目標ではなく、滋賀県がめざす多文化共生社会の姿に盛り込む。
21		「外国人県民」という呼称はとてもよい。	滋賀県で暮らす人以外(学ぶ・働く人も含めるため)「外国人県民等」という呼称を使用。
22		外国人県民とは「国籍にかかわらず、外国にルーツがある県民」でよいのでは。	外国人県民について、「国籍にかかわらず、外国にルーツがある県民」と説明
23		「外国人県民」という表現について、定義することの実益があるかどうか再度検討すること。	プランの対象者という項目は削除。外国人県民について、「国籍にかかわらず、外国にルーツがある県民」と説明。
24		日本国籍を持っていても、いろんな人がいるということ、取り残されることがないということがわかるようにすべき。	基本目標については、「滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍などの違いにかかわらず…」と記載。
25		「外国人」「外国人住民」「外国人県民」等、複数の用語が使用されていて紛らわしいので、統一する。なお、「外国人県民」は違和感があり、一般に定着していない用語であることから、県内に一定期間定住している外国人は「外国人住民」に統一してはどうか。	県の施策の対象を呼ぶ時には「外国人県民等」という呼称を使用。
26	第4章 多文化共生施策の推進	各主体の役割の部分について、順序として、県民、住民組織、市民活動団体、国際交流協会等、大学、企業、市町、県、国という順番方がしっくり来るのではないか。	順序を入替え。
27		各主体の役割の「大学など」について、その他の教育機関(私立学校等)も含めるべきではないか。	公立の教育機関については県・市町の役割として、私立の教育機関については民間非営利団体(学校法人等)の役割として整理。大学などについては、高等教育機関としての役割を記載。
28		各主体の役割「企業」について、企業の責務、企業が責任持って対応してもらえるようにすべき。	企業の責務を具体的に記載。
29		各主体の役割について、企業に外国人労働者を雇用するにあたって求められている義務などはあるのか、なければ求めていかなければならない。すべて行政が対応するのはパンクする。	企業の責務を具体的に記載。
30		各主体の役割「企業」について、技能実習制度の様々な問題や改正入管法の趣旨等を踏まえ、企業責任についてはこれまでよりもより具体的かつしっかりと記載する必要がある。	企業の責務を具体的に記載。

No.	章		意見の概要	意見への対応
31	第5章	行動目標1 ところが通じる「コミュニケーション支援」	施策の方向性(2)日本語および日本社会についての学習機会の提供の部分について、「ボランティア指導者」という表記について、国では日本語ボランティアという言葉は消えている。文化庁の表記と滋賀県の実情とで調整したほうがいいのではないか。	文化庁の表記「日本語学習支援者」に修正。
32			施策の方向性(1)地域における情報の多言語化について、県の相談員が市町の窓口と柔軟に連携できる体制をぜひ作る必要がある。	(原案)行動目標1 ところが通じるコミュニケーション支援 (1)施策② 外国人県民のための相談窓口の設置、専門家の養成の具体的取組内容として、「相談員研修会を開催」を記載。
33	第5章	行動目標2 安心して暮らせる「生活支援」	施策の方向性(3)安心して暮らせる居住支援について、入居支援だけに限定するのか。退去のトラブルの事例が増えてきている。	県営住宅に関する多言語対応が出来る専用ダイヤル等では、入居時に限らず、入居後のトラブル等への相談にも対応していることから、「安心して暮らせる居住支援」とタイトルを修正。
34			施策の方向性(4)安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備について、医療機関に通訳がいる、もしくは多言語でITなどを屈指して、何も心配なく行けるような体制、整備をすることが必要ではないか。	施策・取組として、外国人患者受入れ体制の整備:医療機関における多言語対応を記載。成果指標として、外国人患者受入拠点の医療機関数を設定。
35			施策の方向性(5)災害時への対応について、外国人県民に対する防災知識の普及啓発と同時に、地域の住民に対する、外国の人も被災したらみんな助け合わないといけない、という意識の啓発が必要ではないか。	施策・取組として、「地域住民に対する災害時の外国人支援等についての意識啓発」を追加。
36			施策の方向性(5)災害時への対応について、外国人観光客への対応について、少なくとも課題認識としては記述しておいた方がいいのではないか。	現状と課題に外国人観光客に関する記載を追加。
37	第5章	行動目標3 多様性を生かして活躍できる環境整備	広い意味での留学生について、キャリア形成に資するようなガイダンスとか、その後のマッチングなどを充実させていくことは、とても大事。細かなところをここに明示していただく方がいい。	(原案)行動目標3 外国人材の活躍支援 施策・取組② 支援内容については、インターンシップ、キャリアフェア等を検討中
38			施策の方向性(8)教育について、外国人の子どもだけでなく、日本人の子どもに対する国際教育も大事なのではないか。	(原案)行動目標4 次世代を担う人材の育成 施策⑤ 児童生徒への多文化共生社会に対応する国際理解教育の推進
39			教職員への教育にしっかり力を入れていただきたい。	(原案)行動目標4 次世代を担う人材の育成 施策④ 外国人児童生徒等の教育に携わる教員研修
40			行動目標の説明について、「偏見や差別の解消を図るとともに、相互理解の促進とそれぞれの強みを生かした活力ある地域づくりに取り組みます。」でいいのではないか。	左記のとおり修正。
41	第5章	行動目標4 活力ある「多文化共生の地域づくり」	すべての人の人権が尊重される豊かな多文化共生社会をめざし、国籍や民族による偏見や差別の解消を図り、県民一人ひとりが人権意識を高められるよう啓発を推進します。 ↓ [修正案] 日本人住民と外国人住民が共に多文化共生の社会づくりに向け取り組めるよう、さまざまな人権啓発を推進します。 ・ 多文化共生社会＝全ての人権が尊重される豊かな社会であり、かつ、日本人と外国人が共に取り組むことが重要である。 ・ 多様性を認め合うことの大切など、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権意識を高めていただくために啓発を行っている。それにより、外国人住民への偏見や差別の解消につながると考える。 ・ また、偏見・差別というよりも、“多様性の尊重”を取り上げる方が基本構想とも整合性がとれるのではないか。また、P35の「日本人県民と外国人県民が互いを認め合い」ともつながると思われる。	修正案の修正。
42			行政職員の育成のほうにつきましても、ぜひ新人研修等々でも、そういった視点が大事だということをメニューに入れていただきたい。	(原案)行動目標5 活力ある「多文化共生の地域づくり」 (1) 施策②多文化共生意識を持った行政職員の育成
43			外国人の方が活躍しているところが道が開かれているということを示すことがとても大事。	(原案)行動目標5 活力ある「多文化共生の地域づくり」 (2) 施策②地域で活躍する外国人県民の情報発信

No.	章	意見の概要	意見への対応
44		海外とのつながりを生かした、外国人の方の活躍などが施策として入ってもいいかと思う。	外国人県民等と協働した滋賀県の魅力発信の取組を追加。
45	その他	幼保無償化の対応をどうするのか、大変重要な課題。	就学前の教育・保育の充実に係る施策・取組の追加を検討
46		外国籍の子どもたちの通う様々な保育園や学校などに対する支援を盛り込んでいただきたい。	就学前の教育・保育の充実に係る施策・取組の追加を検討
47		幼保無償化という中で、それをどのように位置づけていくのか。	就学前の教育・保育の充実に係る施策・取組の追加を検討